

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-131号線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月9日から令和5年10月31日まで  
(5) 契 約 金 額 1,342,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要 路線延長 L=40.2m  
管体延長 L=39.7m  
硬質塩化ビニル管 Φ200 L=39.7m  
1号マンホール 1箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-131号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で44,000円削減できることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 御料堀ポンプ場粗目自動除塵機電動機更新工事
- (3) 場 所 越谷市弥栄町一丁目195番地123
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月10日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 8,250,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社第一テクノ  
関東支店  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市桜区南元宿2-34-11
- (8) 概 要 粗目自動除塵機電動機更新工事 一式
- (9) 理 由 本工事は、故障したレーキ用駆動装置の電動機を新しいものに更新する工事ではありますが、既設と同型式の電動機は既に製造中止になっており、既設のレーキ用駆動装置の一部を分解し、現行型の電動機を取り付ける作業を実施するものです。
- つきましては、納入会社以外の者は作業を行うことが困難であり、また行った場合、レーキ駆動装置の品質性能及び粗目自動除塵機設備の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本装置の知識や現場の状況等に精通した納入会社である株式会社第一テクノ関東支店と特命随意契約を行うものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 上間久里ポンプ場雨水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字上間久里228番地6   |
| (4) 履行期限  | 令和5年8月10日から令和6年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,180,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 石垣メンテナンス株式会社<br>営業本部  |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区丸の内1-6-5   |
| (8) 概要    | 雨水ポンプ無注水シール修繕 3台  |
| (9) 理由    | <b>【特命随契理由】</b><br>本修繕は、故障した株式会社石垣製雨水ポンプの無注水シール修繕を行うものです。雨水ポンプの分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外の者が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社である石垣メンテナンス株式会社営業本部と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 大場落し排水機場遠方監視制御装置改修工事  
(3) 場 所 越谷市大字下間久里565番地1  
(4) 履 行 期 間 令和5年8月21日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 18,150,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社  
東日本本部北関東営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  
(8) 概 要 大場落し排水機場遠方監視制御装置子局更新 一式

- (9) 理 由 更新対象となる遠方監視制御設備が監視しているポンプ場・排水機場は、台風や豪雨などの浸水被害の軽減を目的としている市民生活に係る重要な施設である。  
本工事では遠方監視制御設備の機能を維持したまま一部設備の更新を行うことから、製造業者以外では設備を更新することができない。そのため、当該設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門  
(2) 件 名 越谷市公共下水道浸水対策検討業務委託（5-1）
- (3) 場 所 越谷市千間台東一丁目地内外
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月3日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 22,000,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社東京建設コンサルタント  
埼玉事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1  
トーケン大宮ビル
- (8) 概 要 委託概要  
浸水対策検討業務 一式
- 委託理由  
本業務は、千間台地区における必要貯留量の算出やせんげん台駅東口における貯留施設の基本設計の作成を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。
- (9) 理 由 本業務は、平成29年度に実施した「浸水対策計画策定業務委託（越谷市千間台西一丁目地内外）」の綿密な関係があり、調査・検討結果を用いて千間台地区における必要貯留量の算出やせんげん台駅東口における貯留施設の基本設計の作成を実施する必要があります。  
また、地域特性や調査・検討内容等に精通していることや埼玉県発注業務で作成した流出氾濫解析モデルを保有しているため、高精度なシミュレーションを実施することが可能でもあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業務を受注した（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録無）  
(2) 件 名 増林地地区農地耕作条件改善事業設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字増林地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月4日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 4,444,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 埼玉県土地改良事業団体連合会
- (7) 受注者住所 埼玉県熊谷市籠原南2-83
- (8) 概 要 業務の概要  
実施設計 一式  
事業対象面積 26ha  
委託の理由  
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。
- (9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
理由：本業務は、優良な農地を保全・有効活用するために実施する、農地中間管理事業における基盤整備工事の設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。  
埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。本市においても実績が多数あり、過去の実績を活かすことで各業務の円滑化を図ることが出来ます。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。  
よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。